

低所得世帯支援給付金の申請期限について

町では7月下旬より電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担の増加で特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円の給付金を受給するための確認書を送付しております。確認書の提出がお済みでない世帯の方は申請期限までに福祉介護課までご提出ください。

また、家計急変世帯に該当する場合は、広報ながとろ7月号または長瀬町ホームページの「新着・お知らせ」に掲載されている「低所得世帯支援給付金について」の内容をご確認いただき、申請期限までにご申請ください。

●申請期限 令和5年10月2日(月)まで

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

『彩の国動物愛護推進員』を公募します！

埼玉県では、動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的に御協力をいただく、彩の国動物愛護推進員を募集します。

【募集期間】

令和5年9月1日(金)～同年11月30日(木)

【活動内容】

- ・動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、住民の理解を深めるための啓発活動
- ・地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- ・動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- ・その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

【申し込み方法等】

埼玉県ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu/aigosuishininkoubou2.html>



問合せ 埼玉県保健医療部生活衛生課
総務・動物指導担当
☎048・830・3612

9月1日から10日は 屋外広告物適正化旬間です！

屋外広告物（看板等）は皆さんに様々な情報を提供し、町内に活気や賑わいを演出する一方で、無秩序な設置により景観を損ねたり、管理不十分による落下や倒壊により、人々に危害を及ぼすおそれがあります。ルールを守って美しく安全なまちをつくりましょう。

屋外広告物とは・・・

「屋外で表示されるもので看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物」で、営利非営利は問いません。

屋外広告にはルールがあります

埼玉県屋外広告物条例に基づき、原則として事前に町の許可が必要です。また、許可には期限があり、一般的な看板で3年ごとに更新の手続きが必要になります。

屋外広告物を設置しようとしている方や、無許可で設置している方は必要な許可を取り、屋外広告の適正な設置にご協力ください。

問合せ 建設課 建設担当
☎66・3111 内線243

08

町長コラム

新型コロナウイルス感染症に想うこと



新型コロナウイルス感染症が5類相当となり、4ヶ月が過ぎようとしています。全国的に夏祭りが復活し、人々の生活も徐々にではありますがコロナ以前に戻ってきているようです。

しかしながら、まだまだ完全にマスクを手放すという状況にはなっていないと感じています。私事ですが、今年に入り身内が施設や病院にお世話になりました。コロナ以前であれば毎日でも面会出来たのに、未だ以って制限が続いています。先日、埼玉新聞の俳句欄でこんな句が目にとまりました。「死ねばさて やっと出される 籠の虫」読まれた方がコロナを意識されたかどうかは分かりませんが、しかしグッと胸にきました。志村けんさんがコロナ感染で亡くなり、骨壺に収まってご家族の胸に抱かれたテレビの映像が、今更ながら思い起こされます。コロナは様々な形で私たちの生活を変化させました。人間関係を希薄化させ、葬式の簡略化はその最たるものだと思います。「直葬、通夜省略、家族葬」コロナ以前は我々の世代では一般的ではなかったことが今日ではごく普通の事として認知されています。過去にとらわれず時代の流れについていく術を、コロナに教わった気がします。兎も角、コロナが一日も早く収束してくれる事を願う日々です。 感謝

「人はみな 悲しみの器 頭を垂りて 心ただよふ夜の電車に」 岡野 弘彦